

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長（以下「実施機関」という。）が2022（令和4）年3月25日付け伊契第793号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）については、本審査会が非公開妥当と判断した部分を除き公開とすべきであったが、非公開とすべき部分を公開してしまった以上、取り消すことができないと判断する。

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、2022年3月14日、伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、【2月9日の少額随意契約等内部調査委員会時点で集計された各部課からの提出資料「マニュアルに沿わない方法で見積収集された随意契約リスト」（3月7日 一般質問で『10～30万円 約700件 30～130万円 約100件』と答弁があった根拠資料。該当する契約名がわかるもの）】について、行政情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に係る行政情報として、2月9日開催の少額随意契約等内部調査委員会で使用された「少額随意契約等内部調査報告」（以下「本件文書」という。）を特定した。その上で、本件文書のうち「備考」欄については公開する一方、内部調査の対象となった契約が特定されてしまうと、事実確認ができていない情報であるにも関わらず不正な手続きに関わったとみなされ、対象企業等の社会的信用を失う等の不利益を及ぼし、市と企業等との信頼関係を損ね、今後の事務に支障を来すとし、条例第7条第6号、公にすることにより事務や事業の遂行に著しい支障を及ぼすことを理由に、契約が特定される情報として本件文書のうち「整理番号」および「件名」を非公開として、本件決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年3月28日、本件決定を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年4月20日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の本件決定に対する意見

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 情報公開の目的は行政の説明責任であり、市が恣意的に公開・非公開の判断を行うことは、制度の趣旨から適切でない。
- 2 本件決定の非公開理由として、条例第7条第6号が挙げられているが、本件の非公開理由が条例第7条第6号のア～オに該当しているとは考えられない。したがって非公開理由は「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」の部分に該当すると解釈する。実施機関は、本件文書は未精査の情報であって、公にすることにより事実誤認等により企業のイメージや評価を不応に下げるという理由を挙げている。しかし、「事業の適正な遂行」の事業は市などの事業であり、企業の事業まで広げるのは拡大解釈である。加えて「著しい支障」も実質的な支障である必要があり、「おそれがある」というのも可能性ではなく、法的な保護に値する蓋然性が必要である。また、未精査であることを明示して公開することは可能であると考ええる。
- 3 契約番号や契約件名はそもそも公開情報である。
- 4 本件文書は、事務手続きの適正性の判断のために必要な情報であり、市の恣意的な判断によって隠蔽されることを防ぐためにも公開するべき資料である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

本件文書の「整理番号」や「件名」は、公開することにより、他の行政情報との照合により関係した事業者が特定されてしまい、以下の理由により条例第7条第6号に該当する。

- 1 本件文書は職員の記憶のみによって作成された文書であり、事実を確認した文書ではないため、実際には適切な事務を行っていたにも関わらず本件文書に記載されている契約が存在する可能性がある。真実であるかどうか不明であるにも関わらず、関係事業者が不適切な事務に関係したという事実誤認が発生し、関係事業者の企業イメージや評価を著しく低下させ、当該事業者に不利益を及ぼすおそれがあると判断した。
- 2 また、当該事業者に不利益を及ぼすことにより、市と当該事業者との信頼関係が崩れ、今後の同種の調査への協力が得られないことや今後の市が発注する工事等に協力を得られないなど、市の事務事業遂行に支障を及ぼすと判断した。
- 3 本件文書作成に至る調査において、職員から聞き取りを行ったが、仮に本件文書を公開した場合、記憶のみでの回答も公開対象となってしまうことになり、職員が今後の調査への協力を躊躇する可能性が非常に高く、適正な調査の遂行に支障をきたすと考えた。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

審査請求人への聞き取りによれば、実施機関は、以前に存在すると伝えた行政情報を後に不存在と説明するなど、不信感を抱かせる対応を行っていたことが伺える。また、実施機関への聞き取りによれば、本件文書は職員への聞き取りのみによって作成された不正確な文書であるが、今後、事業者側への確認等、文書内容の真偽判定を行う予定はないとのことであった。本件文書は少額随意契約等内部調査委員会に資料として使用されている文書であることから、本来、実施機関は資料の記載内容について真偽を確認すべきであったと思慮するものではある。しかしながら、当審査会は公開決定の妥当性について調査・審議する機関であり、事務手続きや文書管理の適正性を判断する機関ではない。審査請求人の請求理由には、実施機関の事務手続きの適正性や文書管理への不信感が挙げられているが、当審査会は実施機関が主張する非公開とした理由が妥当であるか否かの判断のみを行うものである。

2 本件文書の公開の可否について

(1) 条例第7条第6号該当性について

本件決定に関し、条例第7条第6号の該当性について検討する。

同号は、「市、国又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とすると規定しており、具合的にア～オの事例を挙げている。本号における「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、当該事務事業の質の著しい低下を来すこと、事務事業実施のために必要な情報や関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になることなどをいうものと解すべきであり、本号における「おそれのあるもの」に該当して非公開が妥当とできるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

実施機関は非公開理由として、ア～オのいずれにも該当せず「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を挙げている。

確かに、公開された本件文書の「備考」欄には事業者が不適切な事務処理を行っていたと確認できる記載があり、本件文書は他の行政情報と照合することによって本件文書に記載された契約事務に関係した事業者が特定可能であることから、仮にこれが事実ではない場合、公開することによって特定された事業者は、企業イメージや評価の低

下など著しい不利益が発生することは想像に難くない。しかし、本号の規定は、「市、国又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報」かつ、公開により「当該事務又は事業」に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであり、審査請求人の主張のとおり、事業者の事務又は事業を対象としていない。

従って、実施機関の主張するように、当該事業者の今後の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼす可能性は非常に高いが、この理由をもって条例第7条第6号に該当するとは認められない。

次に、実施機関は当該事業者の不利益を及ぼすことにより、市と当該事業者との信頼関係が崩れ、今後の同種の調査や入札・契約事務への協力が得られず今後の事務が困難になると主張する。確かに、事業者が任意に応じた調査であれば、これを公にすることにより市と事業者との信頼関係が崩れ、今後の調査等が困難になるおそれがあることも否定できない。しかし、審査対象となった本件文書は、市の職員のみから収集した情報であり、事業者の関与はない。そのため、実施機関の主張は具体性に乏しいと言わざるを得ず、今後の事務に支障を及ぼすとは認め難い。

職員の調査への協力に対する影響については、確かに無用な誤解、批判等を恐れ、回答を躊躇することは想像に難くない。しかしながら、本件文書においては、課名までは公開されているものの、回答を行った職員が誰であるか特定または推測されるような情報はなく、回答を躊躇する程度は高くないと推測できることから、法的保護に値する蓋然性があるとは認められず、今後の事務に支障を及ぼすとは認められない。

以上により、非公開理由を条例第7条第6号に該当すると判断した実施機関の主張は採用することはできない。

(2) 非公開理由の妥当性について

前述のとおり、実施機関が公開しない理由として採用した条例第7条第6号は、本来、実施機関側に発生する支障を想定したものであるため非公開理由に該当しないと判断する。しかし、公開された本件文書の「備考」欄には、仮にこれが事実ではない場合、事業者にとって、企業イメージや評価の低下など著しい不利益が発生する可能性が非常に高い情報が記載されている。本件事案は、市側が一方的に行った内部調査報告の公開により、不適切な手続きに関与していたという不名誉な疑惑を抱かれるおそれのある事業者に対し、正当な利益の侵害を及ぼすか否かを考慮するケースであることから、公開しない理由として条例第7条第3号該当性について検討を行う必要があると判断する。

条例第7条第3号は「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を非公開情報と規定しており、本件文書の全てを公開した場合、他の行政情報と照合することにより該当事業者

を容易に特定することができ、それによって当該事業者があたかも不適切な事務処理に関与しているとの不名誉な疑惑を抱かせ、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する事態が発生することは想像に難くない。

情報公開が目的を問わず誰でも可能であることを考えると、不確実な情報である旨の明示を行っても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する事態が発生する可能性は非常に高いと考えられる。

また、本件文書が不確実なものであることから、同号イには該当しない。さらに、ア、ウに該当しないことも明らかである。

以上により、本件文書は条例第7条第3号に該当すると判断する。

(3) 非公開とした部分の妥当性について

当審査会において本件文書をインカメラ審理により見分を行ったところ、非公開とした部分は「整理番号」と「件名」であった。通常、契約事務において、整理番号や件名は広く公表されている情報であり、当該情報を非公開としたことは妥当であったとは言えない。

「備考」欄には、仮にこれが事実ではない場合、事業者にとって、企業イメージや評価の低下など著しい不利益が発生する可能性が非常に高い情報が記載されており、当審査会は「備考」欄が条例第7条第3号に該当すると判断する。

以上のことから、本件請求については「備考」欄について非公開が妥当であり、「整理番号」と「件名」は公開すべきであったが、原処分によって既に「備考」欄が公開されているため、このような場合に「整理番号」または「件名」を公開することは、いくら原処分である本件決定を取り消したとはいえ結果的に本件文書の全てを公開することになってしまい、実施することは適切ではない。

よって、本件決定において非公開とされた部分については、原処分である本件決定を維持することもやむを得ないと判断する。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

付 言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件事案については、実施機関の情報公開事務の処理に不適切な点が見受けられることから、審査会として次のとおり意見を申し述べる。

実施機関は、本件決定において、本件決定の通知書及び弁明書において非公開理由を述べているが、意見聴取時点に主張した“職員の同種の調査への協力が困難になる点”については、そこから知り得ることは困難であった。そのため、審査請求人の意見書提出機会

答申第4号

の確保という観点からみれば十分な事務処理であったということはいえない。

また、①本件文書中の、本来非公開とすべき情報を誤って公開していること、②本件決定の通知書に記載されている公開しない理由が正確ではないこと、の2点について不適切な事務処理が認められる。

さらに、①審査請求人への不信感を生じさせる対応、②本件文書を不正確な状態のまま内部調査委員会に提出していたこと、の2点については、ともすれば不都合な情報を隠蔽しているのではないかとといった疑問・疑念を生じさせるものである。

このような事務処理については、情報公開制度の信頼を損なうおそれがあり、ひいては行政への不信感にも繋がりがねない。実際に今回の審査請求は行政への不信感も一因であることは審査請求人の主張から明らかである。

実施機関には、今後同様のことがないように正確、慎重な事務を行うとともに、条例第1条に定める「市の諸活動を市民に説明する責任」を進んで果たす開かれた組織として信頼を得られるよう、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
令和4年4月20日	諮問書受理
令和4年6月28日	審議 異議申立人の意見陳述 実施機関からの意見聴取
令和4年8月1日	審議
令和4年9月15日	審議
令和4年9月30日	答申